



第 1 章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢・人口減少社会の到来や個人の価値観、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭内での支え合う力が低下し、また、地域のつながりが希薄化しています。そして、新型コロナウイルス感染症の流行により、人と人との対話や交流が制限され、地域のつながりの希薄化がさらに進んでいます。

このような中、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲に頼ることができない人や、生活困窮やひきこもりの状況にある人、さらに、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える「8050問題」や、育児と介護を同時に抱える「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など、福祉に関する課題は多様化しており、また1人で複数の課題を抱えるような状況も生じています。

そのような背景から、国は、高齢者や障がい者、子どもなどといった制度の枠組みにとらわれず、住民や地域の多様な主体が参画して、人と人、人と資源が世代や分野などの垣根を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

その「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制を構築するために、「相談内容の分野・属性を問わない相談支援」、「様々な社会参加に向けた参加支援」、「住民同士のつながりを育成する地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する、「重層的支援体制整備事業」を創設するなど、様々な取組が進められています。

本市においても、全国同様、少子高齢化が進行しており、アンケートなどの調査結果からも、課題が複雑化し、多様化していることが見受けられます。

そういった状況をふまえ、本市における地域福祉の推進を図るため、分野を問わない連携体制の充実や様々な相談内容に対応できる相談窓口の構築に向けた取組など、本市の現状に沿った取組を進め、より良いまちづくりにつながる、八幡市らしい様々な取組を進めていきたいと考えます。

このような地域福祉の推進に向けた様々な取組を進めるために策定する計画が、「八幡市地域福祉推進計画」です。

本市では、平成25年(2013)に「八幡市地域福祉推進計画(以下、第1次計画という)」を、

そして、平成30年（2018）には「第2次地域福祉推進計画（以下、第2次計画という）」を策定し、第1次計画の基本理念である「地域のつながりで築く 安心・幸せのまちづくり」、第2次計画の基本理念である「認め合い 笑顔を結ぶ わたしたちのまち」の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。

これまでの計画における基本理念にも掲げられているように、本市の地域福祉推進に関しては、「つながり」というキーワードを重点におき、さらに様々な主体と場の“つながり”を生み出す取組として『わたしたちの談話』プロジェクトを進めてきました。

そして、これまでの取組や本市の現状、課題をふまえて、地域福祉の推進の理念と方向性を共有化し、様々な取組を進めていくための計画として、「第3次八幡市地域福祉推進計画（以下、本計画という）」を策定しました。

本計画においても第1次・第2次同様、“つながること”の重要性を踏襲し、さらなる人と人とのつながりづくりを目指し、様々な取組を進めていきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第109条に基づく社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」とを一体的に策定したもので、「八幡市総合計画」を上位計画としつつ、これまでに策定された各分野別の福祉計画の上位計画として策定された、八幡市の地域福祉の推進を図るための計画です。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」は、本計画に包含されています。

計画の位置づけ

八幡市総合計画

第3次八幡市地域福祉推進計画

(成年後見制度利用促進基本計画を包含する)

地域福祉計画

八幡市



地域福祉活動計画

八幡市社協



関連計画

八幡市子ども・子育て支援事業計画

八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画

八幡市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

八幡市自殺対策計画

八幡市地域防災計画

等

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画と関連計画の期間

年号（年度）	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10～
西暦（年度）	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028～
八幡市総合計画	第5次 基本構想										次期
八幡市地域福祉推進計画（本計画）	第2次				第3次				次期		
八幡市子ども・子育て支援事業計画	第1期	第2期				第3期					
八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画	第7期		第8期		第9期		第10期				
八幡市障がい者計画	第2期					第3期					
八幡市障がい福祉計画	第5期		第6期		第7期		第8期				
八幡市障がい児福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期				
八幡市自殺対策計画			第1期							次期	
八幡市地域防災計画	必要に応じた修正を行う										

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、より多くの住民の意見を反映させるため各種アンケート調査をはじめ、ワークショップの開催、ヒアリングの実施などを行い、様々な住民が参加することで、データ収集だけでなく、地域福祉に対する住民の意識啓発や交流促進となるよう努めました。

また、八幡市地域福祉推進協議会では、第2次計画の評価を行いました。

これら、各種調査などからの意見をもとに、市及び市社協関係職員で構成する作業部会と、学識経験者、福祉関係者などの委員で構成する策定委員会において協議し、計画策定をしました。

策定体制



パブリックコメントの実施

第3次八幡市地域福祉推進計画